

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年7月14日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所管理部門
廿日市拠点長 樽谷賢治

1. 工事概要

- (1) 工事名 宮津庁舎 餌料培養棟 (2) 他 R C 水槽改修その他工事
- (2) 工事場所 京都府宮津市小田宿野 1721 番地
国立研究開発法人水産研究・教育機構
宮津庁舎
- (3) 工事内容 入札説明書による。
- (4) 履行期限 令和3年12月10日
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算し、その端数を切り捨てた金額（当該金額に消費税及び地方消費税に係る課税事業者希望金額の110分の100に相当する額を加算し、その端数を切り捨てた金額）をもち、入札書に記載する金額を記入すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3・4年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は農林水産省大臣官房予算課競争参加資格の「建設工事契約」の業種「建築一式」で「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から建設工事契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、農林水産省大臣官房予算課競争参加資格に格付けされている者である場合は、農林水産省大臣官房予算課の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付
広島県廿日市市丸石 2 丁目 17 番 5 号
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所
管理部門廿日市拠点管理チーム施設担当
電話 0829-55-3401
FAX 0829-54-1216
- ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「宮津庁舎 餌料培養棟 (2) 他 R C 水槽改修その他工事入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あて FAX 送信すること。
- ③ メールによる交付
任意書式に「宮津庁舎 餌料培養棟 (2) 他 R C 水槽改修その他工事入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あて FAX 送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に記す事項については、本入札説明会において、必要に応じて、関係者に対し、質疑応答の機会を設け、入札者からの質問に対しては、可能な限り、迅速かつ正確に回答するものとする。ただし、本入札説明会において、関係者からの質問に対して、本入札説明会が対応できない場合は、別途、関係者に対し、説明を行うものとする。また、本入札説明会において、関係者からの質問に対して、本入札説明会が対応できない場合は、別途、関係者に対し、説明を行うものとする。

5. 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所

令和3年8月3日 10時00分
広島県廿日市市丸石2丁目17番5号
国立研究開発法人水産研究・教育機構
廿日市庁舎 会議室

(2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

令和3年8月2日 17時00分
3.①に同じ。

6. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金

免除。

(3) 契約保証金

契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付する。ただし、履行保証の締結を行う場合はこの限りではない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者とし、その価格が、当該入札者の価格より低く、かつ、当該入札者の価格より高い者がない限り、当該入札者の価格をもって落札者とする。ただし、入札者の価格が、当該入札者の価格より低く、かつ、当該入札者の価格より高い者がない限り、当該入札者の価格をもって落札者とする。また、入札者の価格が、当該入札者の価格より低く、かつ、当該入札者の価格より高い者がない限り、当該入札者の価格をもって落札者とする。

(7) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は農林水産省大臣官房予算課の資格審査結果通知書写しを提出すること。

(8) 詳細は入札説明書による。

8. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②に該当する契約先(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等※注1として再就職していること

② 当該機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統一的に運営するものを含む。また、「役員、顧問等」とは、当該機構の役員、顧問等を含む。なお、当該機構の役員、顧問等を含むものは、当該機構の役員、顧問等とはならない。

※注1 「役員、顧問等」とは、当該機構の役員、顧問等を含む。なお、当該機構の役員、顧問等を含むものは、当該機構の役員、顧問等とはならない。

(2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約

締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員最終職名及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。
なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

宮津庁舎 餌料培養棟（２）他 RC 水槽改修その他工事

工事概要

注）本工事概要は、入札参加希望者に工事の概要を示すものです。

入札にあたっては、必ず工事仕様書をお受け取りになり積算下さい。

本資料に基づく入札はできませんのでご注意願います。

1. 工事件名 宮津庁舎 餌料培養棟（２）他 RC 水槽改修その他工事
2. 工事場所 京都府宮津市小田宿野 1 7 2 1 番地
国立研究開発法人水産研究・教育機構
宮津庁舎
3. 工 期 令和 3 年 1 2 月 1 0 日
4. 工事概要 RC 水槽の爆裂箇所の補修及び解体を行う。
<主な工事内容>
 - 餌料培養棟（２）水槽爆裂箇所補修及び解体
 - 5 0 KL 水槽の爆裂箇所補修
 - 1 0 0 KL 水槽の解体撤去
 - 採卵等水槽爆裂箇所補修
 - 5 0 KL 水槽の爆裂箇所補修

| 令和 3 年度 | | 特記仕様書 | |
|---------|------------|-------|-----------|
| I. 工事概要 | | | |
| 1. 工事場所 | | | |
| 2. 工事種目 | | | |
| 番号 | 名称 | 工事種別 | 備考 |
| 1 | 餌料培養槽(2)水槽 | 解体 | 鉄筋コンクリート造 |

3. 工事概要

1) 水槽解体 : 鉄筋コンクリート造 寸法117m3 (付帯設備機器類を含む)
: コンクリートガラの一部は砕石として利用し、その他は場外処分とする。

2) 床改修
砕石事業 : 使用する材料は砕りガラを再利用し、レベル調整を行いながら敷き込む。
コンクリート打ち : 解体箇所はコンクリートを打ち込む。(厚さ120) 仕上げ=既存F L
コンクリート強度 : コンクリート強度はFC21-15-20とする。
鉄筋 : 鉄筋はSD-295 D10 @150シングル配筋とする。

4. 指定部分 ○無・有 (工期:令和 年 月 日)

5. 工期 本工事のしゅん工期日は、令和 年 月 日とする。

II. 工事仕様

1. 共通仕様
(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁官備部監修の「建築物解体工事共通仕様書」(平成31年版) (以下、「解体共仕」という。) による。

2. 特記仕様
(1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。
(2) 特記事項は、○印のついたものを適用する。
○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
○印と※印のついた場合は、共に適用する。
(3) 特記事項に記載の () 内表示番号は、解体共仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
(4) 製造所名は、五十音とし「株式会社」等の記載は省略する。又 () 内は製品名を示す。
(5) ㊦ 印は「国等による環境物品等の調達推進に関する法律」の特定調達品目を示す。

| 章 | 項目 | 特記事項 |
|--------------|-----------------|---|
| 1章 一般共通事項 | ① 適用基準等 | ・建築工事標準詳細図(平成28年度版) ・公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版) ○登録工事写真撮影要領(平成31年版) ○登録工事電子納品要領(平成30年版) ○建築物解体工事共通仕様書解説(平成24年版) (以上 国土交通省大臣官房官庁官備部制定又は監修) |
| | ② 官公署その他への届出手続等 | 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な手続等を滞りなく行う。 (建築物解体工事共通仕様書解説 表1.2「解体工事施工者が行う主な許可申請及び届出」ほか関係法令等による。) ※建築物除去届(都道府県知事宛) |
| | ③ 工事実績情報の登録 | ※要(提出先: (一財)日本建設情報総合センター) ・不要 |
| | ④ 関係法令等の遵守 | ※工事の施工に当たり、適用を受ける関係法令に基づき、工事の円滑な進行を図る。 |
| | ⑤ 工事写真 | ※完成状況も撮影対象とする。 ※提出回数 紙媒体 アルバム(A4判) ※1部・(部) 電子媒体 原本 ※1部・(部) アルバム ※1部・(部) |
| | ⑥ 建設副産物対策等の責任者 | 解体共仕によるほか、次による。 ○建設副産物対策の責任者を選任する。 ・特別管理産業廃棄物管理責任者を選任する。 ・産業廃棄物処理責任者を選任する。 |

| | |
|-----------|---|
| ⑦ 電気保安技術者 | ・適用する ※適用しない (1.3.3) |
| ⑧ 施工条件 | 工程、施工日関係 (1.3.5) ○(監督職員の承諾による。) 施工時間関係 ○(8:30~17:00を原則とする) 工事用車両の駐車場所関係 ○(構内に確保できない場合は、受注者の負担において確保する) 資機材の置場所関係 ○(構内に確保できない場合は、受注者の負担において確保する) 用地関係 ○(監督職員の承諾による。) 公害関係 ○(監督職員の承諾による。) 安全対策関係 ○(監督職員の承諾による。) 工事用道路関係 ○(監督職員の承諾による。) 仮設備関係 ○(監督職員の承諾による。) その他 ○(監督職員の承諾による。) |
| ⑨ 発生材の処理 | ○場外搬出適切処分(再資源化施設等は4及び5章による) (1.3.10) ○引渡しを要するもの(下表による) |
| 10 施工数量調査 | 調査範囲 ・全体 ・建物 ・工作物 ・図示 (1.4.2) 調査方法 ・目視 ・計測 ・図示 |
| ⑩ 技能士 | 適用する技能検定の職種及び作業の種類 (1.5.2) ○び工(解体) |
| ⑪ 概算数量発注 | ○図示による。 |
| 13 電子納品 | ※適用する ・適用しない(提出範囲等は、監督職員の指示による。) |

| | |
|-------------|---|
| ① 騒音・粉塵等の対策 | ・防音パネル (2.2.1) ・防音シート ○(単音+取得) ・防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲(外壁から1m離れた部分)高さ (m) |
| ② 足場等 | ※足場、作業橋台、仮囲い等は、図示のない場合は解体共仕による。 |
| ③ 監督職員事務所 | ※設けない ・設ける () (2.3.1) |
| ④ 工事用水・電力 | 構内既存の施設 (2.3.1) ※利用できる(※有償 ・ 無償) ○利用できない |
| 5 交通誘導員 | ・配置する () 人・日 |

| | |
|--------------|--|
| ① 使用機械 | ※本工事で使用する機械は低振動型、低騒音型とする。 |
| 2 事前措置 | 次のものの、解体に先立つ事前措置は解体共仕による。 (3.2.1) ・浄化槽、排水処理槽等 ・オイルタンク、オイルサービスタンク、油配管 |
| 3 杭の撤去 | 杭の種類 ・RC杭 ・PC杭 ・鋼管杭 (3.9.2) 杭の口径等 ・図示 ・(φ、L= m、 本) ・残置する |
| 4 杭の撤去工法 | ・引抜き工法 引き抜いた杭の処理(※解体処分 ・図示) (3.9.2) ・破砕工法 |
| 5 樹木等 | 対象範囲 ・敷地内 ・図示 (3.11.1) ・伐採 ・抜根 ・移植(※図示) (3.12.1) |
| ⑥ 地下埋設物埋設配管等 | ○地下埋設物の解体(建物及び工作物基礎、受水槽、浄化槽ほか) ○基礎下端部から全てを撤去する。 ○地下埋設配管等の解体(給水、排水、ガス、電気ほか) |
| ⑦ 整地・埋戻し盛土 | 設計&L ※図示 ○現地盤高 (3.13.1) ※解体撤去後の埋戻しは(・山砂又は火山灰土 ・再生クラッシュヤラン・現場発生土)を用いて設計&Lに整地すること。 ※埋戻し土(現場発生土)の取出し位置は監督職員の指示による。 ※整地は(・敷地全面 ・建物周囲2m)とする。 |

| | |
|--------------------------|--|
| ① 再資源化等 | 中間処理施設、再資源化施設は次による。 (4.4.1) |
| 4章 建設廃棄物の処理 | 品名 受入施設名 所在地 ○コンクリート 監督職員の承諾による。 ・アスファルト コンクリート ・建設発生木材 ○コンクリート及び鉄からなる建設資材 監督職員の承諾による。 ○金風類 監督職員の承諾による。 ・小型二次電池 監督職員の承諾による。 ○LEDランプ 監督職員の承諾による。 ○電気配線ビニール管、継手 監督職員の承諾による。 ○ガラス 監督職員の承諾による。 |
| | 2 産業廃棄物 広域認定制度 (4.4.2) |
| | 3 最終処分場 (4.4.3) |
| ④ 再資源化完了報告書等 | ○特定建設資材廃棄物の再資源化が完了した時は、建設リサイクル法による「再資源化等完了報告書」又は「建設リサイクル推進に係る実施事項について(建設リサイクルガイドライン)」(平成14年5月30日国策計第25号)による再生資源利用促進計画書(実施書)を監督職員に提出する。 |
| 5 処理に注意を要する建設廃棄物 (4.5.1) | ・CCA処理木材(クロム・銅・ひ素化合物系木材防腐剤処理木材)の処理は、解体共仕による。 ・石綿含有せっこうボードの処理は、解体共仕による。(a) ・ひ素・カドミウム含有石膏ボードの処理は、解体共仕による。(b) ひ素含有石膏ボード 表示マーク「吉野石高0」ロット番号0373-0497 小名浜吉野石高0わき工場、昭和48年3月~平成9年4月に製造されたもの。 カドミウム含有石膏ボード 表示マーク 日東石膏ボード株式会社 ロット番号A4Y410-A9430 日東石膏ボード精八戸工場、平成4年10月~平成9年4月に製造されたもの。 ・(a)及び(b)以外のせっこうボードの処理は、(※埋立処分 ・再資源化する)。 |

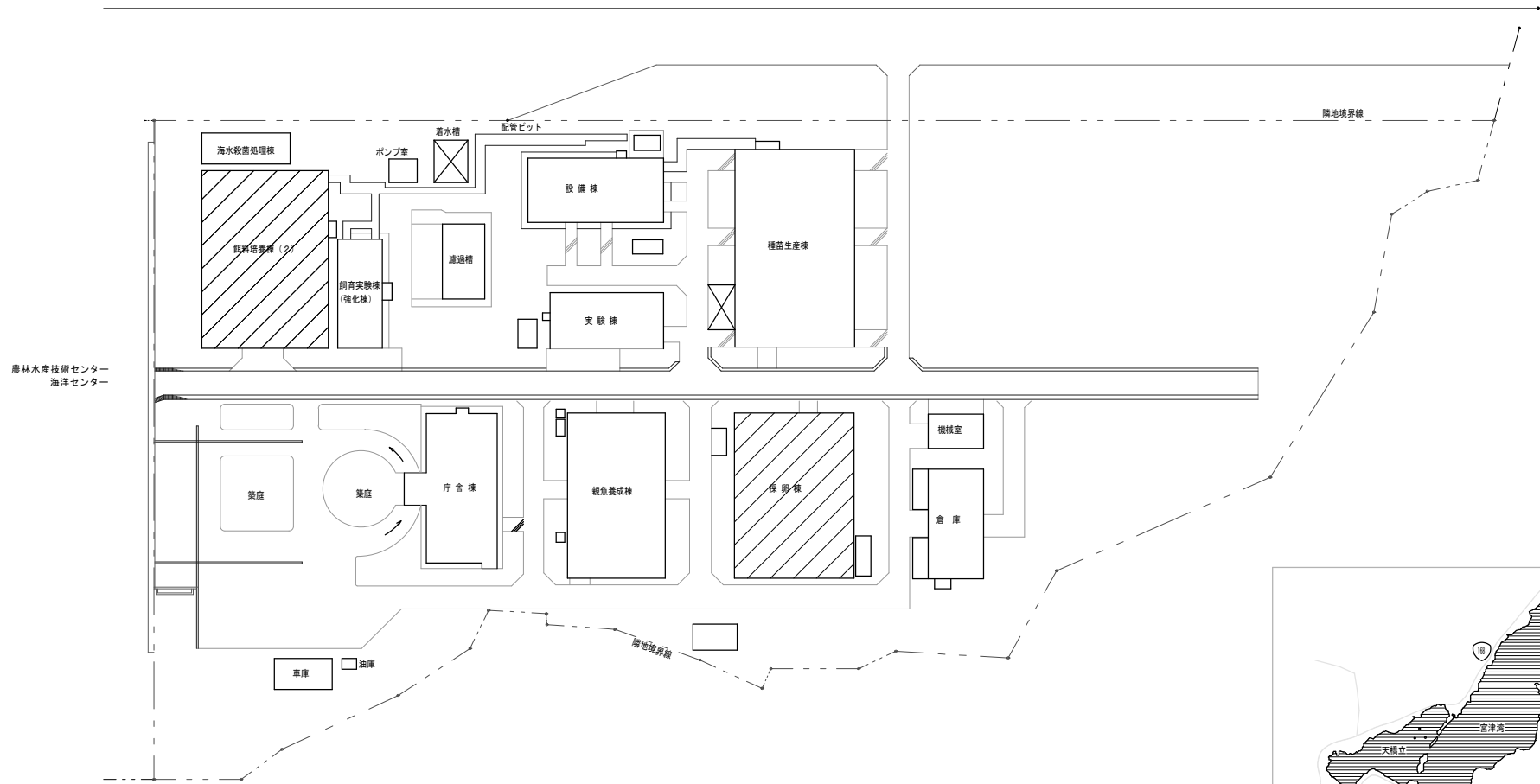
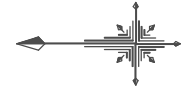
| | |
|--------------|--|
| ① 使用機械 | ※本工事で使用する機械は低振動型、低騒音型とする。 |
| 2 事前措置 | 次のものの、解体に先立つ事前措置は解体共仕による。 (3.2.1) ・浄化槽、排水処理槽等 ・オイルタンク、オイルサービスタンク、油配管 |
| 3 杭の撤去 | 杭の種類 ・RC杭 ・PC杭 ・鋼管杭 (3.9.2) 杭の口径等 ・図示 ・(φ、L= m、 本) ・残置する |
| 4 杭の撤去工法 | ・引抜き工法 引き抜いた杭の処理(※解体処分 ・図示) (3.9.2) ・破砕工法 |
| 5 樹木等 | 対象範囲 ・敷地内 ・図示 (3.11.1) ・伐採 ・抜根 ・移植(※図示) (3.12.1) |
| ⑥ 地下埋設物埋設配管等 | ○地下埋設物の解体(建物及び工作物基礎、受水槽、浄化槽ほか) ○基礎下端部から全てを撤去する。 ○地下埋設配管等の解体(給水、排水、ガス、電気ほか) |
| ⑦ 整地・埋戻し盛土 | 設計&L ※図示 ○現地盤高 (3.13.1) ※解体撤去後の埋戻しは(・山砂又は火山灰土 ・再生クラッシュヤラン・現場発生土)を用いて設計&Lに整地すること。 ※埋戻し土(現場発生土)の取出し位置は監督職員の指示による。 ※整地は(・敷地全面 ・建物周囲2m)とする。 |

| | |
|-------------------------|--|
| 1 施工計画調査 | ・特別管理産業廃棄物 () (5.1.2) ・特別管理産業廃棄物等の分析調査 ・有 ・無 |
| 2 特別管理産業廃棄物の処理等 (5.4.1) | ・廃石綿等の処理は6章による。 ・PCBを含む機器類の処理は、解体共仕による。 ・PCB含有シーリング材を撤去し、処理は解体共仕による。 ・廃油の処理は、解体共仕による。 ・廃酸、廃アルカリの処理は、解体共仕による。 ・ダイオキシンの処理は、図示による。 |
| 3 PCBを含む機器類 (5.4.1) | ※微量PCBの分析調査を行う。 |
| 4 PCB含有シーリング材 (5.4.1) | ※分析調査を行う。 (1972年以前に施工されたポリサルファイド系シーリング) 第一次判定のためのサンプル採取は、日本シーリング工業会の採取マニュアルによる。 |
| 5 ダイオキシン類 (5.4.1) | ※サンプリング調査を行う。 |

| | |
|--------------------------------|---|
| 1 施工調査 (6.1.3) | 解体・改修等を行うすべての建材について調査する。 調査を行う者は石綿に關し一定の知見を有し、的確な判断ができる次のいずれかの者とする。 ①建築物石綿含有建材調査者 ②石綿作業主任者技能講習修了者のうち石綿等の除去等の作業の経験を有する者 ③日本アスベスト調査診断協会に登録された者(石綿調査診断士) |
| 2 分析による石綿含有の調査 (6.1.3) | ・分析による石綿含有の調査を行う。 ・採取試料の数 3か所/組 ()組 |
| 3 石綿粉じん濃度測定 (6.1.4) | ・石綿粉じん濃度測定を行う。 |
| 4 施工の記録 | ・石綿含有建材の除去等については施工の記録を整備し、監督職員に提出する。 |
| 5 石綿含有吹付け材の除去工法 (6.3.2) | 石綿含有吹付け材の除去工法は、解体共仕による。 |
| 6 石綿含有吹付け材の飛散防止 (6.3.2) | 石綿含有吹付け材の飛散防止措置は、次による。 ※湿潤化 ・固化 |
| 7 除去した石綿含有材等の処分 (6.3.3)(6.4.4) | 石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の処分は、次による。 ※埋立処分 ・中間処理 |
| 8 石綿含有成形板等の処分 (6.5.4) | 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板等の処分は、次による。 ※埋立処分 ・中間処理 |

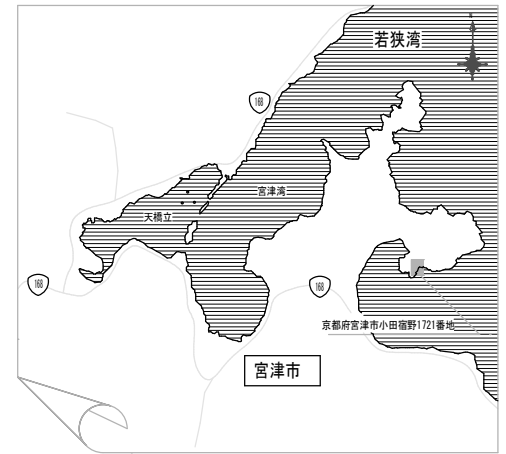
| | |
|--------------------|---|
| 1 特定物質の処理等 (7.3.1) | 次の特定物質の処理等は、解体共仕による。 ・冷凍機、パッケージ形空調機等の冷媒 ・建材用断熱材フロイン ・ハロン消火設備の消火剤 ・放射性同位元素を使用しているイオン化式感知器 ・六ふっ化硫黄ガスを使用するガス絶縁開閉器、ガス絶縁変圧器等、変電機器 ・P P O Sを含む泡消火剤等 ・特定化学物質障害予防規則による特定化学物質 |
|--------------------|---|

| | |
|-------------------------|--|
| 1 施工計画調査 (5.1.2) | ・特別管理産業廃棄物 () (5.1.2) ・特別管理産業廃棄物等の分析調査 ・有 ・無 |
| 2 特別管理産業廃棄物の処理等 (5.4.1) | ・廃石綿等の処理は6章による。 ・PCBを含む機器類の処理は、解体共仕による。 ・PCB含有シーリング材を撤去し、処理は解体共仕による。 ・廃油の処理は、解体共仕による。 ・廃酸、廃アルカリの処理は、解体共仕による。 ・ダイオキシンの処理は、図示による。 |
| 3 PCBを含む機器類 (5.4.1) | ※微量PCBの分析調査を行う。 |
| 4 PCB含有シーリング材 (5.4.1) | ※分析調査を行う。 (1972年以前に施工されたポリサルファイド系シーリング) 第一次判定のためのサンプル採取は、日本シーリング工業会の採取マニュアルによる。 |
| 5 ダイオキシン類 (5.4.1) | ※サンプリング調査を行う。 |

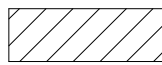


農林水産技術センター
海洋センター

配置図 縮尺1:600

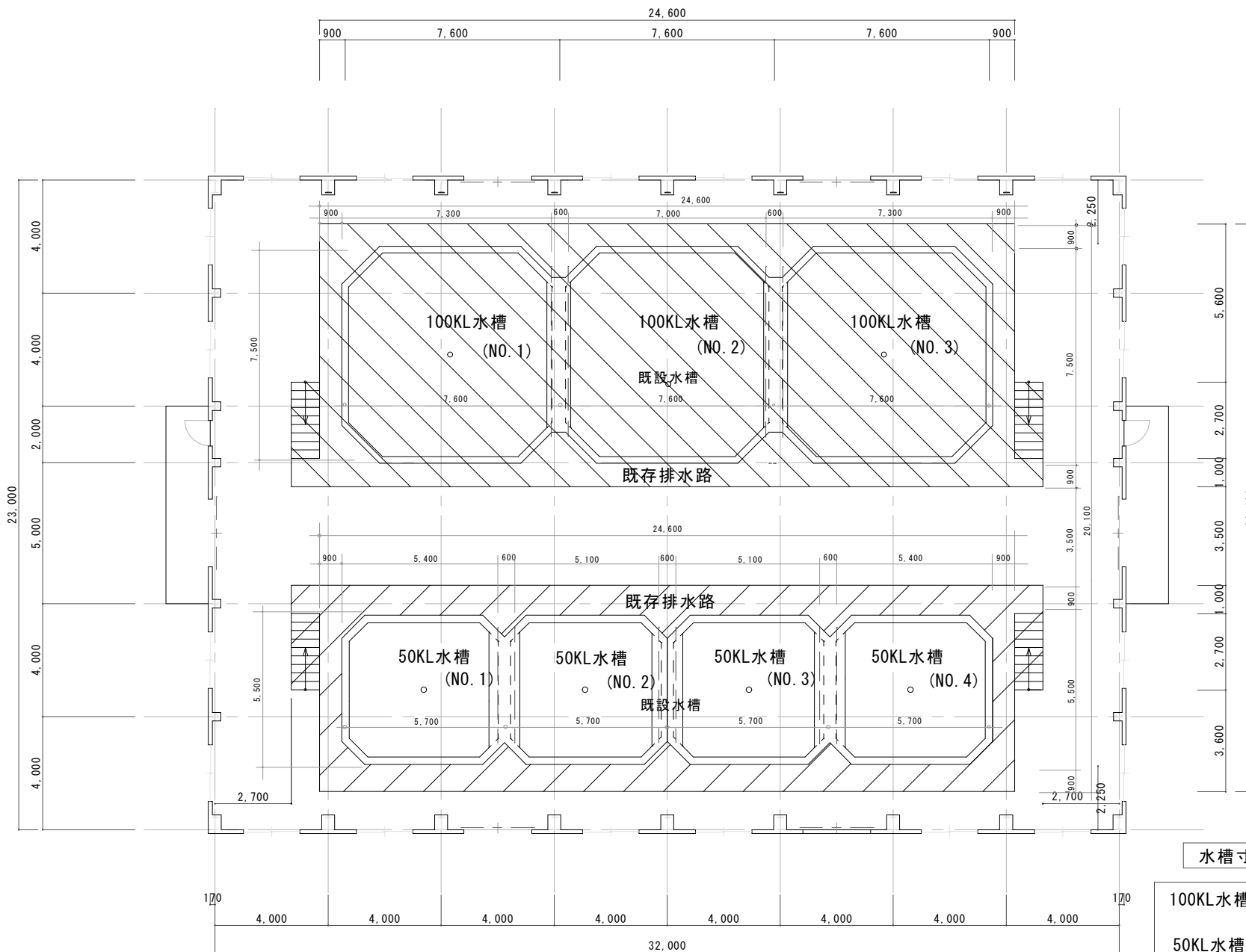


案内図



～RC造水槽設置建物（RC造水槽解体、爆裂箇所補修）

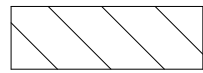
| | |
|---------------------------|---------|
| 宮津庁舎 餌料培養棟（2）他RC水槽改修その他工事 | 03 |
| 案内図・配置図 | 17 |
| 国立研究開発法人 水産研究・教育機構 | S=1/600 |



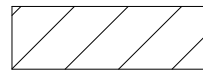
水槽寸法

| | |
|---------|-------------------------|
| 100KL水槽 | 7,500 * 7,600 (H-1,800) |
| 50KL水槽 | 5,500 * 5,700 (H-1,800) |

餌料培養棟（2）平面図

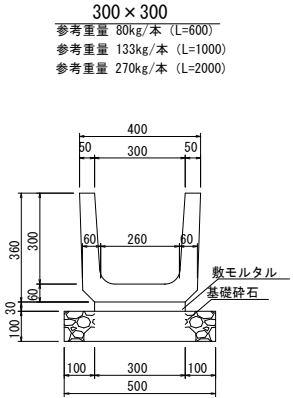
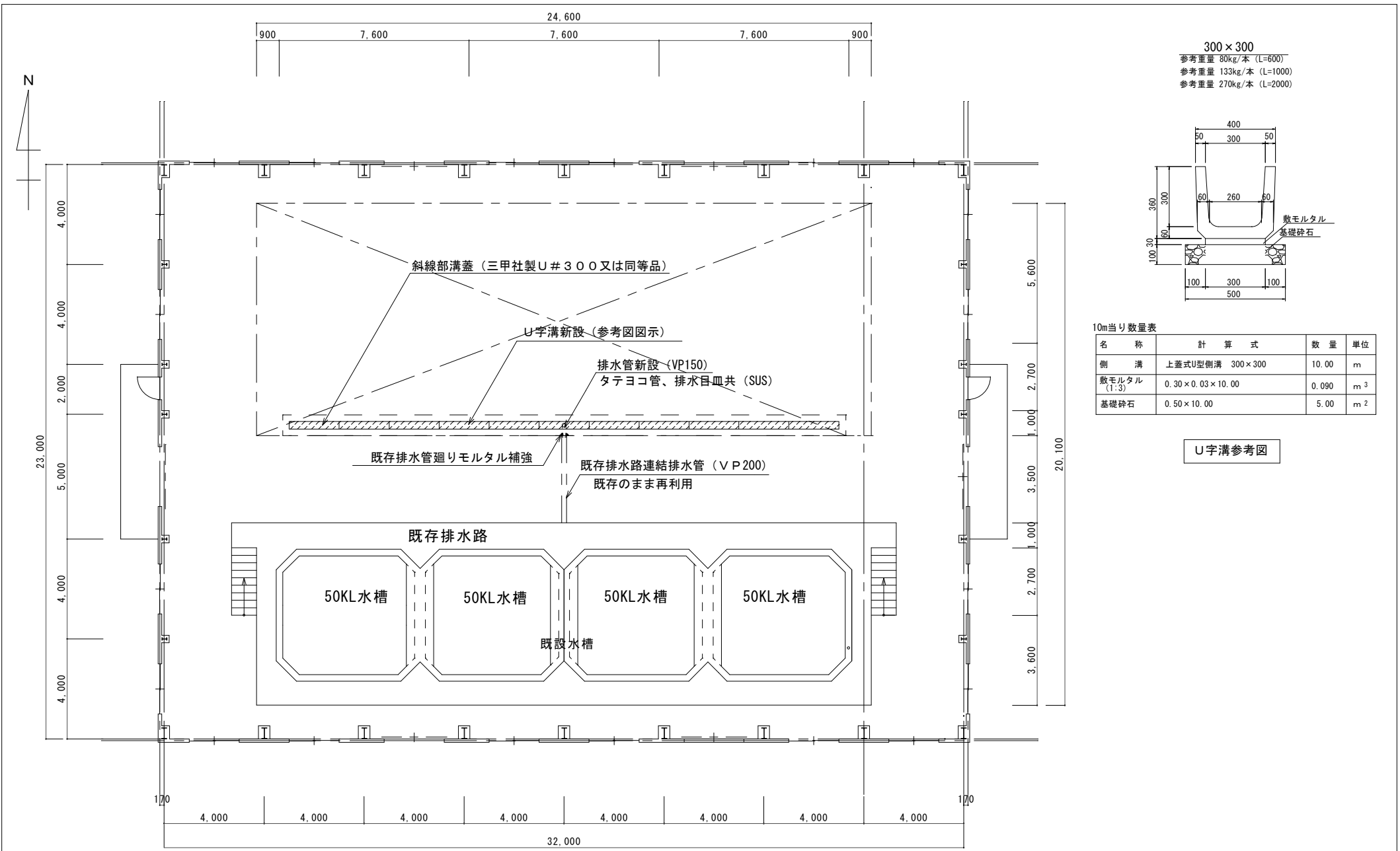


~ 100KL水槽：解体撤去 FL-250程度
 ※解体Conガラは100mm以下とし、割り栗石として再利用



~ 50KL水槽：爆裂補修箇所（補修範囲：スラブ面、壁面）
 ※エポキシ樹脂モルタル補修：爆裂深さ50mm以下

| | |
|---------------------------|---------|
| 宮津庁舎 餌料培養棟（2）他RC水槽改修その他工事 | 08 |
| 餌料培養棟（2）平面図（改修）1 | 17 |
| 国立研究開発法人 水産研究・教育機構 | S=1/100 |



10m当り数量表

| 名称 | 計算式 | 数量 | 単位 |
|-------------|-----------------|-------|----------------|
| 側溝 | 上蓋式U型側溝 300×300 | 10.00 | m |
| 敷モルタル (1:3) | 0.30×0.03×10.00 | 0.090 | m ³ |
| 基礎砕石 | 0.50×10.00 | 5.00 | m ² |

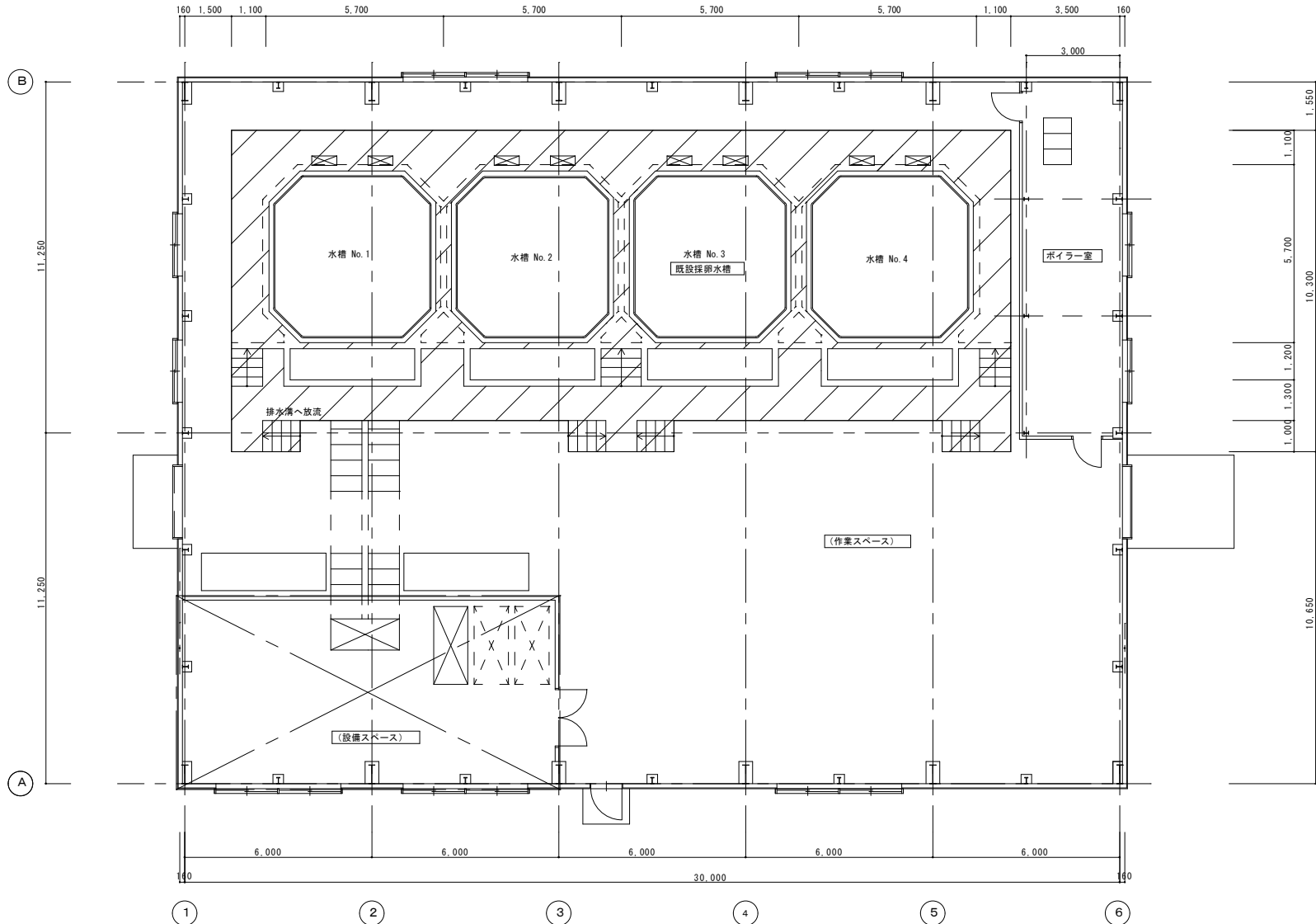
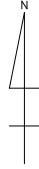
U字溝参考図

餌料培養棟 (2) 平面図

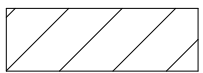


~100KL水槽解体箇所
 ※床改修工事は建築工事解体特記仕様書によるものとするが詳細は監督員の指示による。

| | |
|-----------------------------|---------|
| 宮津庁舎 餌料培養棟 (2) 他RC水槽改修その他工事 | 09 |
| 餌料培養棟 (2) 平面図 (改修) 2 | 17 |
| 国立研究開発法人 水産研究・教育機構 | S=1/100 |



採卵棟平面図 S=1/100



~爆裂補修箇所 (補修範囲: スラブ面、壁面)
 ※エポキシ樹脂モルタル補修: 爆裂深さ50mm以下

| | |
|---------------------------|---------|
| 宮津庁舎 餌料培養棟(2)他RC水槽改修その他工事 | 15 |
| 採卵棟平面図(改修) | 17 |
| 国立研究開発法人 水産研究・教育機構 | S=1/100 |